

所管部長等名	建設部長 関 賢一
所管課・係名	建設政策課 政策調整係
課長名	涌田 直美

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	国土利用計画法関係事務事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	7	—	5	—	1
施策の体系 (八代市総合計画に における位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大-中-小)	3	—	11	—	02
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	1	計画的な土地利用の推進		施策大項目				
	具体的な施策と内容	1	土地利用の適切な誘導		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	国土利用計画法に基づく大規模土地取引届出制度の法定事務								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 一部委託 全部委託 補助金(補助先:) その他()								
根拠法令、要綱等	国土利用計画法(昭和49年度法律92条)								
事業期間	開始年度			終了年度			法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
	合併前			未定					

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	法定規模(都市計画区域: 5,000㎡、区域以外: 10,000㎡)以上の一団の土地の権利取得者(譲受人)。	
事業内容(手段、方法等)	・大規模な土地取引に係る土地売買等の事後届出を受理し、形式審査を経て速やかに県に報告を行う。 ・定期的に調査を行い、無届者等について「違反事例カード」を作成し県へ報告を行う。	
成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	事後届出並びに無届出違反事例を速やかに県に報告する。	

コスト推移		25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)		-	1,181	1,167	1,166	1,050	1,050	1,050
事業費(直接経費) (単位:千円)		142	131	117	116			
財源内訳	国県支出金	123	109	116	116			
	地方債	0	0	0	0			
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	0	0	0	0			
	一般財源(特別会計→事業収入)	19	22	1	0			
人件費		25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)		-	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
正規職員従事者数 (単位:人)		-	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
臨時職員等従事者数 (単位:人)		-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	土地売買届出件数	件	計画	-	2	2	2	2	2
実績				2	2	4	7	-	-	
②	違反事例カード作成件数	件	計画	-	16	16	16	16	16	16
			実績	16	11	28	16	-	-	
③			計画	-						
			実績					-	-	

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	法定内処理率	適切な処理（受理から1週間以内に処理した件数／届出件数）	%	計画	-	100	100	100	100
実績					100	100	100	100	-	-
②				計画	-					
				実績					-	-
③				計画	-					
				実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	この事務は国土利用計画法に基づく調査・報告事務で、地方自治法に基づく法定受託事務のため、事業の実施は妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	● 有効である 概ね有効である 有効でない	国土利用法に基づく法定受託事務として、その規定に従って調査・報告するだけの事務であるため、事務内容を見直す余地はない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	法定受託事務であるため、民間委託は出来ず、他事業との統合・連携への移行も出来ない。また、法による届出のため受益者の負担は無く、見直しの余地も無い。

No 4270640

事務事業評価票

所管部長等名	建設部長 関 賢一
所管課・係名	建設政策課 政策調整係
課長名	涌田 直美

評価対象年度 平成27年度

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	都市計画法関係事務事業		会計区分	01 一般会計					
			款項目コード(款-項-目)	7	—	5	—	1	
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	3	安全で快適に暮らせるまち	事業コード(大-中-小)	3	—	11	—	03
	施策の大綱(節)【政策】	1	うるおいのある快適なまちづくり	総合戦略での位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	1	計画的な土地利用の推進		施策大項目				
	具体的な施策と内容	1	土地利用の適切な誘導		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	開発行為許可申請等に対する審査・許可業務 ・申請事前相談 ・許可申請の受理及び審査 ・変更許可申請の審査 ・工事完了公告前建築等承認								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 一部委託 全部委託 補助金(補助先:) その他()								
根拠法令、要綱等	都市計画法第29条、八代都市計画法施行細則								
事業期間	開始年度		終了年度		法令による実施義務 (該当欄を選択)		● 1 義務である 2 義務ではない		
	平成24年度		未定						

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	・開発行為をしようとする者。	
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)	
・都市計画法第29条の規定に基づき、都市計画区域内では3,000㎡、同区域外10,000㎡以上の開発行為許可を受けようとする者が提出した開発行為許可申請書等を審査し、許可する。 ・申請された書類の審査が迅速に処理出来るよう申請者に対し、書類の修正や変更等がある場合には、速やかに書類の作成を行うよう指導する。 ・開発許可を受けた工事が完了した際には、工事完了届を受理し、その完了部分が許可を受けた設計並びに許可に付した条件に適合しているか確認する。	・都市における無秩序な市街地を防止し、公共施設や排水設備など必要な施設を義務付けることで、地域の特性に応じた宅地水準を確保する。	

コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込
総事業費 (単位:千円)	-	12,196	12,129	22,786	7,000	7,000	7,000
事業費(直接経費) (単位:千円)	4,898	5,196	5,129	15,786			
財源内訳	国県支出金	0	0	0	5,301		
	地方債	0	0	0	0		
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	834	1,947	935	1,100		
	一般財源(特別会計→事業収入)	4,064	3,249	4,194	9,385		
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
正規職員従事者数 (単位:人)	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

事業の活動量・実績の数値化	指標名	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	都市計画法第29条申請許可 (開発行為の許可)		計画	-	10	6	6	6	6
			実績	6	6	12	5	-	-
②	都市計画法第36条に基づく完了検査及び完了公告(工事完了の検査)		計画	-	10	6	6	6	6
			実績	6	6	12	10	-	-
③			計画	-					
			実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①	開発行為適正化率	許可申請に基づく開発行為が適正に行われている。	%	計画	-	100	100	100	100	100
				実績	100	100	100	100	-	-
②				計画	-					
				実績					-	-
③				計画	-					
				実績					-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	市民サービスを目的とした権限移譲による事務のため、市が事業主体であることは妥当である。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	本事務事業(開発許可事務)は、許可等の申請に対する許認可事務のため、順調に目的は達成されており、成果を向上させるための見直しの余地は極めて少ない。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	都市計画法の規定から、地方自治法に基づいて熊本県より権限移譲された許認可事務のため、民間委託等を導入することはできない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 許認可権を持った法定事務のため、廃止や民間委託は出来ない。 都市計画法の趣旨を踏まえ、市の総合計画や都市計画マスタープランに沿った運用を行うことを前提に、現行どおり市による実施とする。		

外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H27進捗状況		
	H27取組内容		

決算審査特別委員会における意見等	特になし。 (委員からの意見等)
-------------------------	---------------------